

広島県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十五年三月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大竹湯来線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市市玖島字正之原四八五五番一地从 廿日市市玖島字正之原四八五三番一地从 先まで	一八・二〇	七・五〇	一〇・五〇	一八・二〇	拡幅